



5 認知症の進行に応じた支援

詳細は、各地域包括支援センター（参照P.17）や介護保険課（参照P.9）へお問い合わせください。

認知症の進行 (右に行くほど発症から時間が経過し、 進行している状態)		認知症の疑い	認知症を有するが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日 常生活は自立	日常生活に手助け・ 介護が必要	常に介護が必要
主な支援・サービスの例	介護予防・悪化予防	介護予防事業・チームオレンジ・オレンジカフェ・いきいきクラブ・サークル活動など				
	安否確認・見守り 生活支援	埼玉県警察安全連絡相談窓口				
		消費生活センター・ひとり歩き高齢者保護対策事業・ヘルプマーク				
		緊急通報システム	⑧(看護)小規模多機能型居宅介護			①訪問介護
	介護	配食サービス・高齢者安心見守り事業・認知症サポーター養成講座・チームオレンジ			③通所介護・①訪問介護	
	医療	かかりつけ医・認知症疾患医療センター、救急医療情報キット				
	家族支援	家族会・オレンジカフェ・すまいるケア教室				
					④短期入所生活介護	
					家族介護用品支給	
権利擁護						介護マーク
	あんしんサポートねっと			成年後見制度		
住まいを整える						⑤福祉用具・⑥住宅改修
施設等に入居 (入所)する						⑩ケアハウス・⑪サービス付高齢者住宅など
						グループホーム・⑦介護老人福祉施設

前頁の用語の解説

No.	サービスの種類	内 容	利用対象者
①	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯・清掃などの生活援助を行います。また、通院時などでの乗降介助も利用できます。	要介護・要支援認定者・事業対象者
②	訪問看護	看護師や保健師などが居宅を訪問し、主治医と連携しながら、病状の観察や床ずれの手当などを行います。	要介護・要支援認定者
③	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練・心身機能の維持などを日帰りで行います。	要介護・要支援認定者・事業対象者
④	短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設や介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の介護や機能訓練などを行います。	要介護・要支援認定者
⑤	福祉用具	日常生活の自立を助けるために福祉用具を貸与します。また、入浴や排せつなどに使用する特定福祉用具を指定事業者から購入した場合、費用の一部を支給します。※上限等があります。	要介護・要支援認定者
⑥	住宅改修	手すりの取付けなどの住宅改修を行った場合、費用の一部を支給します。※上限等があります。	要介護・要支援認定者
⑦	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活において常時介護が必要で、自宅での生活が困難な要介護者が入所する施設です。食事・入浴・排せつなどの日常生活上の介護や機能訓練などを行います。 ※新規入所は原則、要介護3～5の人が対象です。	要介護認定者
⑧	(看護) 小規模多機能型 居宅介護	通所を中心に、必要に応じてホームヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まり介護を受ける多機能なサービスを提供します。	要介護・要支援認定者
⑨	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、一日複数回の定期訪問と、緊急時など必要に応じて随時訪問を介護・看護が連携しながら提供します。	要介護認定者
⑩	ケアハウス	日常生活における身の回りのことはできるが、独立して生活するには不安がある方が入居できる施設です。	60歳以上の高齢者又は夫婦どちらかが60歳以上
⑪	サービス付高齢者住宅	安否確認や生活相談ができる賃貸住宅です。介護サービスが必要な時は、別契約の上利用します。	60歳以上の高齢者又は要介護・要支援認定者及びその家族